

令和3年度第2回松本市有償運送運営協議会 会議録

日 時 令和4年1月27日(木)

午前10時から11時

開催方法 テレビ会議

1 開会

(事務局) 午前10時開会を宣言

2 あいさつ

(会長) 尻無浜会長あいさつ

(事務局) 委員13名中10名出席(伊藤委員、中野委員、大下委員3名欠席、県の小林委員は代理で唐澤係長出席、平林健康福祉部長は会議により遅れて出席)
松本市有償運送運営協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき会議成立
進行を議長へ

3 会議事項

(会長) 本日の案件、協議事項2件、報告事項4件 (1) 協議事項のア道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の更新登録について、事業者の概要説明をお願いします。

【協議事項】

(事務局) 「社会福祉法人信濃友愛会」の概要を説明

(会長) 資料に基づいて、更新の事業所からの説明を求めます。

信濃友愛会様お願いします。

(事業者入室)

(事業者) 事業者から更新申請の内容について説明

(会長) 質疑等を求めます。

(委員1) 定款の2条(法人の運行規約)に、施行規則の第49条の3項とありますが、令和3年度に改正があり、49条の2に変わっています。また、2条にあるように、利用対象者の住所は市内に有するものでないといけいないので、そういう取扱いでお願いしたい。

(会長) 委員の質問に対して、事業所の方お答え願います。

(事業者) 49条の2に変更があったことは、把握していなかったもので、訂正し対応します。利用対象者についても、御指摘の通りですので訂正します。

(会長) 委員からの指摘に関して、事業者側が対応するということですが、その指摘が適切であるのか、事務局から意見をいただきたい。

(事務局) 御指摘の通り、法律が改正になっていますので、事業者には修正し、提出していただきます。

(会長) それでは、2点修正するということで、修正後の確認を事務局でお願いします。また、事業者からの説明にありました車検証についても、実態に合わせていただくということですので、これについても事務局で確認をお願いします。

(事務局) わかりました。

(委員2) 先程と関連しますが、運送区間が松本市内の発着であれば、住所については特によいのではないかと思います。

(会長) 委員2の御指摘は、車検等々と住所の関係についてということでしょうか。

(委員2) 先程、委員1さんがおっしゃったのは、利用者の住所が松本市にないといけな

いということだったかと、利用者が松本市以外の方もいるという説明がありましたが、資料の運送区域の発着が市内であれば、住所は問題ないと思います。

(事務局) 松本市有償運送事業実施要綱の第2条に、旅客については「市内に住所を有するものを会員とする。」となっています。旅客については市外の方は除いていただくということをお願いします。

(会長) 御指摘の件は、事業者からも、それに即した形で対応したいという発言もありましたので、確認して更新の適正な対応を事務局でお願いします。

(委員：長野 車両については、刈谷原町で管理しているということによろしかったです

運輸支局) ね。車検証の住所については、実態にあわせていただくということで、先程事業者からも説明がありましたように、直していただければと思います。

あと、コロナの中で利用者も減っているという説明でしたが、この3年間の感想を聞かせていただきたい。

(事業者) 3年間では、利用したい方もいれば、また金額が発生するということで目的地まで自力で行かれる方などもいました。障害者福祉に携わる事業者としては、意義、成果はあったと思います。会員からは、目的地へ移送のみの要望もありますが主は、ヘルパー業務であることから、あり方については今後考えていきたいと思っています。

(会長) 事業者から、令和2年度の実績は3割減という説明ありましたが、委員(長野支局)が懸念されていた、コロナの影響もあったということだったかと思います。

(会長) それでは、ここで信濃友愛会の審議に移ります。

「社会福祉法人信濃友愛会」 退出

(会長) 社会福祉法人信濃友愛会の更新について了承される方の挙手をお願いします。

※全員挙手

(会長) 社会福祉法人信濃友愛会の更新申請については承認とさせていただきます。

(会長) 続きまして、特定非営利活動法人峠茶屋の更新の審議を行います。
事業者の概要説明をお願いします。

(事務局) 「特定非営利活動法人峠茶屋」の概要を説明

(会長) 資料に基づいて、更新の事業所からの説明を求めます。

峠茶屋様お願いします。

(事業者入室)

(事業者) 事業者から更新について説明

(会長) 更新の説明なので、安全管理の取組み、車両の保証等もう少し説明を加えてください。

(事業者) 安全管理については、毎朝夕車の点検を行っています。また運転に関しても、昨年ですと4か月に1度、運転研修を職員会議の際に行い、事故のないよう気をつけています。事故が起こった時の対応については、マニュアル確認し、迅速に対応できるようにしています。

(会長) 質疑等を求めます。

(委員1) P96ページの報告書が出されています。車の台数がセダン10両、輸送人数、売上高等の記載があり、記入の間違いだと思いますが、県では報告書について確認していますか。

(事業者) 10回は、延べ回数で記入間違いです。

(委員1) 申請の通り、車は4台ということですね。

(事業者) はい、そうです。

(委員 1) 5 台以上でなければ、運行管理者を置く必要はないことはわかりますが、報告書ですので、もう少し重視していただきたい。

(会長) 御指摘については、修正をして、徹底をしていくということかと思います。県としては、いかがでしょうか。

(委員：県) 御指摘ありがとうございます。
今後はきちんと、チェックするようにします。

(委員 2) 先程、車両の点検についてお聞きしましたが、ドライバーの免許証、アルコールチェックについてお聞きしたい。

(事業者) 免許証は、コピーをとって管理しています。事故違反等があった時は報告をするようにしています。アルコールチェックについては、行っていませんが、飲酒に関しては、運行前に会話等で、酒気を確認しています。今後必要であれば運行前に、アルコールチェックも行うようにします。

(会長) 更新について、運輸支局からコメントいただけますでしょうか。

(委員：長野 運輸支局) コロナ禍での 3 年間、事業を実施された感想を教えてくださいませんか。

(事業者) 事業所は、松本市四賀という山間部で事業を行っています。この地域は、高齢化率も高く、車がないと生活できない場所です。免許を返納し、車の運転ができない方、通院等で利用される方のために、事業をスタートしました。

この 3 年間では、有償運送のニーズはありますが、コロナの影響で、病院に行くことを控えたりする方もいました。以前より活発な利用は減っていますが、地域において、困っている方のお役に立つことができ、地域に貢献できるのではないかと、事業を展開させていただいています。

(会長) 峠茶屋の説明はこれでよろしいでしょうか、更新における書類の指摘等、御留意いただければと思います。

「特定非営利活動法人峠茶屋」退出

(会長) 特定非営利活動法人峠茶屋の更新について了承される方の挙手をお願いします。
※全員挙手

(会長) 特定非営利活動法人峠茶屋の更新申請については、承認とさせていただきます。

【報告事項】

(会長) 報告事項に入ります。資料 2 について報告をお願いします。

(事務局) 令和 3 年度第 1 回協議会における指摘事項について説明

(会長) 第 1 回の協議会における指摘事項については、事務局からの説明のとおり、事業所として修正して運行していくという報告でした。これについては、県の御指導と運輸支局からの御理解等があって、このように位置付けられたことは、一つの成果であったかと思います。

(会長) 報告事項イについて、資料 3 の説明をお願いします。

(事務局) 資料 3 について説明

(会長) 報告をしていただきましたが、いかがでしょうか。

(委員：県) 2 件とも期限を過ぎてからの提出となっています。変更があった場合は、年度初めに提出していただくよう通知していますが、今後は、工夫をしていきたい。

(委員 1) 事故体制については、長野支局が明記されましたが、事故対応についての報告は、全部の事故に対してではなく、重大事故と明記していただけたらと思います。

- (会長) 今の意見どう扱えばいいのでしょうか。
- (事務局) 事故体制の様式は国で定められているもので、事故報告については、どの程度の事故が報告事項になるのかということです。
- (会長) 報告の案件に入っているのですが、このまま続けていいのでしょうか。
- (事務局) 保留にさせていただいてよろしいでしょうか。
- (会長) 委員さんよろしいですか。
- (委員1) 県の意見を聞けばいいと思います。
- (委員：県) 重大事故の報告が、どの程度なのかということです。
- (会長) 報告事項に入っていますので、これについては宿題とし、事務局で確認いただき、次回必要であれば報告をいただくということで次に行きたいと思います。
- (事務局) わかりました。
- (会長) 報告事項ウの有効期間の更新の登録について説明をお願いします。
- (事務局) 資料4について説明
- (会長) 御質問ありますでしょうか。
- 質疑等なし。
- (会長) 本日予定していた協議事項の更新の審議、3つの報告事項が終了しました。報告事項の中で出された意見については、宿題ということにさせていただき、次回皆様に確認をいただくということで、よろしいでしょうか。御協力ありがとうございました。
- では、進行を事務局へ
- (事務局) 本日の協議結果に基づき、申請団体には手続き等の指導をしていきます。
- また、本日のご意見踏まえ、保留事項につきましては事務局で再調整させていただきます。委員の皆様ありがとうございました。

【閉会】 午前11時閉会